

# ロゴ・マスコット等の利用に関する規定

国立大学法人電気通信大学情報基盤センター

制定：2014年11月1日

以下は、国立大学法人電気通信大学（以下、電気通信大学）情報基盤センター（以下、情報基盤センター）が著作権を持つロゴ・マスコット等の（以下、ロゴ）の利用許諾に関する決まりを定めるものである。

## 1. 基本事項

- (1) 情報基盤センターが公開している、次のロゴの著作権は情報基盤センターが有する。
  - 情報基盤センター
  - UEC ペンギン
  - UEC Wireless ロゴ
- (2) 配布物（ロゴを利用して作成した成果物）の作成者および配布者（以下、利用者）は配布物の作成または配布の開始をもって、この規定に同意したものとする。
- (3) 電気通信大学の学生および教職員はロゴを無料で利用できる。
- (4) 配布物のいずれか確認可能な場所に、ロゴが情報基盤センターの著作物であることを表示する。
- (5) 電気通信大学および情報基盤センターの活動に利するため、広く理解を得ることを目的としてのみ利用できる。
- (6) ロゴを使用することにより発生したあらゆる損害は利用者がその責任を負う。
- (7) 本規定は電気通信大学または情報基盤センターによって予告なく変更することができる。

## 2. 禁止事項

- (1) 電気通信大学および情報基盤センターが定めるあらゆる規定に反する利用を禁ずる。
- (2) 商用での利用を禁ずる。

- (3) その他、電気通信大学または情報基盤センターが不相当と判断する目的への利用を禁ずる。
- (4) デザイン、縦横比、色等の改変を禁ずる。
- (5) 再利用のための第三者への提供を禁ずる。

### 3. 公開に関する事項

- (1) 公開に先立ち、事前に以下の事項を情報基盤センターに連絡し、許可を得る。
  - 利用責任者（本学の常勤教職員に限る）の氏名、所属、UEC アカウント名
  - 全ての利用者の氏名、所属、UEC アカウント名（学外者の場合は、UEC アカウント名の代わりに、住所、メールアドレス、電話番号）
  - 利用期間
  - 具体的な利用目的
- (2) 利用責任者および利用者に変更があった場合は、そのむねを速やかに情報基盤センターに連絡する。
- (3) 電気通信大学全体に関わる情報発信を目的とする場合は、事前に、電気通信大学の広報担当者に許可を得る。
- (4) 配布物の公開開始時刻と公開終了時刻を明確に設定する。ただし、延長や短縮は自由である。
- (5) 配布物の公開期間中は、本学に所属する常勤教職員 1 名以上がその活動を監督する。
- (6) 期間後は、おおむね一週間以内に公開を停止し、その旨を合理的な手段で広報する。
- (7) 電気通信大学または情報基盤センターが不相当と判断した場合、公開期間中であっても公開中止および配布物の回収を求める場合がある。この場合、利用者はただちに公開を中止し、配布物回収にかかる実務を開始する。公開中止および配布物の回収により発生したあらゆる費用や損害は利用者がその責任を負う。
- (8) 規定の変更は、変更時点において公開期間中の全ての配布物にも適用される。

以上.